

横浜市記者発表資料

令和7年12月19日
こども青少年局
中央児童相談所

横浜市中央児童相談所一時保護施設における食中毒の発生について

横浜市中央児童相談所一時保護施設において、令和7年12月14日（日）夕方より、入所児童、職員の複数がおう吐、下痢等の症状を訴え、翌日15日（月）に保健所（南福祉保健センター）へ相談、現在も調査中です。

本日、保健所で、一時保護施設で提供された食事を原因とする食中毒と判断されたため、お知らせします。

なお、12月19日（金）現在、発症者は34人で症状はいずれも軽く、すでに全員が回復しています。

1 施設概要

施設名：横浜市中央児童相談所一時保護施設

所在地：横浜市南区

入所児童数：53人 ※令和7年12月18日現在

職員数：104人 ※令和7年12月18日現在

2 給食委託業者

埼玉県川越市笠幡4527-1

株式会社ニフス

代表取締役 松原 茜

3 発症状況

原因食品：12月13日（土）に給食で提供された食事

提供食数：朝・昼・夜：173食 おやつ：53食 ※職員への提供数を含む

主な症状：おう吐、下痢、発熱、腹痛

※令和7年12月19日現在

| | 入所児童 | 職員 | 給食委託業者 | 計 |
|------|------|----|--------|-----|
| 発症者数 | 26人 | 7人 | 1人 | 34人 |

4 経過

12月14日（日）朝・昼・夕食は通常どおり給食提供。夕方から児童18名、職員3名が嘔吐。

「一時保護所医療対応手引き」に基づき、病児隔離のため部屋割りの変更、消毒、マスク着用・手洗い徹底など感染拡大防止のための対応を行った。

12月15日（月）9時頃、保健所（南福祉保健センター）へ相談。保健所が来所、調査開始。

保健所指導のもと、あらためて、病児対応の方法や施設内の消毒等について徹底。給食の使い捨て容器使用や居室での給食提供に変更。ブロック間交流、複数での学習活動等の中止。

12月16日（火）保健所による調査継続

12月17日（水）保健所による調査継続

12月18日（木）保健所による調査継続。おやつ（14時半～）の提供から、給食委託業者による調理・提供を停止し、代替食による対応に変更。

【裏面あり】

5 原因

保健所の調査において、12月13日（土）の給食で提供された食事を原因とする食中毒と判断されました。

6 児童相談所の対応

感染拡大防止のため、「一時保護所医療対応手引き」に基づき、病児隔離のため部屋割りの変更、消毒、マスク着用・手洗い徹底などの対応を行うとともに、保護所内での他ブロックとの交流活動や複数での学習活動を中止又は代替による対応で行っています。

今後は、保健所の指導のもと、順次、保護所内での活動を再開していきます。

また、保護者に対しては、入所児童の状況や保護施設での対応について、連絡しています。

お問合せ先

こども青少年局中央児童相談所副所長 篠崎 豊美 Tel 045-260-6516